



新年のご挨拶

本年も宜しく願い申し上げます。

新春



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。昨年は日本各地で自然災害が発生し、いまだ避難所生活を余儀なくされている方がいらっしやいます。被災された方々の一日も早い復興を切に願います。

さて、今年オリンピックイヤー。招致委員の収賄容疑や会場の変更、ロシアのドーピング疑惑などいろいろな問題はありましたが、開催に向けての準備は着々と進んでいるようです。選手のパフォーマンスが4年に一度の開催にピッタリと合うということは奇跡に近い気がします。周到に準備してきた技や力も、その瞬間に吹く風や激しい雨に左右されることもあるでしょう。ほんの一瞬の迷いが命取りになるかもしれません。それだけに観客の心を打ち、感動を与えてくれるものと期待に胸が膨らみます。

私たちの仕事には運・不運はありません。常に周到な準備をし、研究を重ね、緻密に計算された戦略によって皆様をサポートできるよう、日々研鑽を積んでゆく所存でございます。

本年も宜しく願い申し上げます。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

第21号 CONTENTS

1 新年のご挨拶

2 What's New

※相続財産の算定評価基準

3 Tax Information

※令和2年税制改正大綱

4 セミナーのお知らせ

※セカンドライフの家計収支セミナー

5 Profile～社員スタッフ紹介

6 独り言

What's New 『相続財産の算定評価基準「路線価」 否決判決（2019.8 東京地裁）に波紋』

（日本経済新聞 2019.11.19 朝刊によると）

2012年94歳で亡くなった男性が都内と川崎市内のマンション2棟を約14億円で購入、購入後2～3年で死亡し、相続人は路線価方式に則り約3.3億円の評価額で相続税を申告しました。

判決では、「特別な事情がある場合には路線価以外の合理的な方法で評価することが許される」と指摘。「近い将来に発生することが予測される相続で、相続税の負担を減らしたり、免れさせたりする取引であることを期待して実行した」と認定し、国税当局の主張する不動産鑑定価格が妥当と判断しました。不動産鑑定評価額は約12億7千万、**路線価評価額の約4倍**です。

そもそも、相続財産の評価については「時価」が基準です。しかしながら、「時価」の捉え方は多様であることから国税庁が「財産評価基本通達」を定め、納税者はこれに則って評価し申告納税を行っています。土地の場合、路線価がついている土地については路線価を基に、路線価のついていない土地については固定資産税評価額（倍率評価）を基に評価を行います。不動産鑑定評価を採用する場合は、特殊な地形など路線価評価又は倍率評価で計算すると実勢価格と比べ割高となる場合に限っているのが慣行となっています。ところが、今回の判決はこれを覆すものでした。

相続人側の評価方法が誤っている訳ではなく、不動産鑑定評価が路線価の4倍と大きくかい離しているから否認されたのか、平均寿命を超えた者が不動産を取得したから租税回避なのか、総合的な判断であったことは言うまでもありませんが、実務を行う上では困惑する内容です。

路線価は取引価格の8割と一般的に位置付けられていますが、**路線価が取引価格と大きくかい離している場合は要注意**です。今後の控訴審の判決に注目です。

Tax Information

特集 令和2年税制改正大綱

政府与党自由民主党及び公明党は12月12日に令和2年度税制改正大綱を公表しました。

持続的な経済成長のためには、日本企業の海外展開の促進とその果実の国内への還流という好循環も重要であり、人口減少と少子高齢化が進む中において豊かな日本を次世代へ引き渡していくためにはイノベーションの促進などの基盤を構築することが必要であるとしている。

また、安倍内閣がこれまで取り組んできた経済再生と財政再建の両立を今後も図り、安定財源確保のための消費税率10%の引き上げを経て格差の固定化につながらないよう世代間、世代内の公平化や簡素な制度の構築に向けた検討を進めるとしている。

こうした中、経済社会のあり方に密接に関連する税制のうち適用頻度が多いと思われる主な改正事項は下記のとおりです。

【所得税】

- 特定の居住用財産の買換え及び交換特例の適用期限を2年延長
- 居住用財産の買換えによる譲渡損失の繰越控除の適用期限を2年延長
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の適用期限を2年延長
- 従前住宅を譲渡した場合のローン控除の不適用
 - ・従前住宅を新規住宅に居住した年から3年目に該当する年中に譲渡したときにおいて一定の特例を適用したときはローン控除不適用
 - 適用時期：令和2年4月1日以降の譲渡**
- 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例
 - ・国外中古建物を有する場合において、国外不動産所得の損失金額がある場合には、国外中古建物の償却費はなかったものとみなす
 - 適用時期：令和3年以後の所得**
- 未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の見直し
 - ・婚姻をしていない者のうち一定の要件を満たすものであるときは35万円控除を適用
 - 適用時期：令和2年分以後の所得税**
- 寡婦（寡夫）控除の見直し
 - ・生計を一にする子を有する寡婦の要件に、合計所得金額が500万円以下であることその他一定要件を満たすことを加え、控除額を35万円に引上げる
 - ・特別の寡婦（寡夫）控除は廃止
 - 適用時期：令和2年分以後の所得税**
- 国外居住親族に係る扶養控除の見直し
 - ・非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって一定の者を除外
 - 適用時期：令和5年1月1日以降支払いの給与等より適用**

➤ 医療費控除の添付書類

- ・現行書類の添付に代え、審査支払機関（社保診療報酬支払基金等）の医療費の額を通知する書類
- ・e-Tax の場合は上記書類を入力送信するときは現行の添付に代えることができる
- 適用時期：令和3年分以後の確定申告書より**

➤ 納税地異動に伴う振替納税の運用適正化

- ・納税地を異動した場合において、異動届出書等に従前の振替納税を行う旨を記載したときは異動後の申告等についても引き続き振替納税を行うことを可能とする
- 適用時期：令和3年1月1日以後に提出する異動届出書等について実施**

【資産課税】

- 住宅用家屋の所有権保存等の登録免許税の軽減措置を2年延長
- 不動産の譲渡契約書等に係る印紙税の税率特例を2年延長

【法人税】

- 交際費等の損金不算入制度の2年延長
- 連結納税制度のグループ通算制度への移行
 - ・「連結納税制度」は税額計算が煩雑との指摘がなされていたため、企業グループ内の各法人を納税単位として簡素な仕組みとするグループ通算制度へ移行
 - 適用時期：令和4年4月1日以後開始事業年度より**
- 特定資産の買換え特例につき一部見直しのうえ3年延長
- 中小企業者等の少額減価償却資産損金算入特例の適用期限の2年延長

➤ 寄附金の損金不算入制度の見直し

- ・寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする

**適用時期：令和4年4月1日以後開始
事業年度より**

【消費税】

➤ 消費税の申告期限の延長の創設

- ・法人税では申告期限延長の届出により、決算日から3か月後を申告期限とすることができるが、消費税にはその延長の制度がないため法人税と同様に届出書の提出により1か月延長する措置が創設

**適用時期：令和3年3月31日以後終了
事業年度**

➤ 居住用賃貸建物の仕入税額控除の不適用

- ・居住用賃貸建物の課税仕入れについては、原則として仕入税額控除制度の適用を認めない。但し、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。
- ・住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税とする。

**適用時期：令和2年10月1日以後の
仕入れ**

検討事項

小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランス等に配慮しつつ、外国制度も参考に引き続き給与所得控除などのあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

渋谷事務所 所長 税理士 田中隆志



セミナーのお知らせ

『セカンドライフの家計収支セミナー』

静岡事務所において「セカンドライフの家計収支セミナー」を開催します。

セカンドライフに向けた早めの対策、収入・支出の「見える化」についてわかりやすく解説いたします。また、質疑応答、参加者による交流会も予定しております。参加費は無料です。

詳細は、静岡事務所 054-251-2121 (担当：設楽) までお問い合わせください。

日程：令和2年2月7日(金)

受付 14:30~/セミナー 15:00~16:30

場所：静岡キャッスルホテル佐乃春 1F

萬惣屋会議室 (静岡市葵区両替町 1-4-8)

人数：先着 30 名様 (予約制)

講師：小田巻、牧野 (税理士)

設楽 (1級FP技能士・CFP)

税理士法人アーケネット静岡事務所主催 **参加費 無料**

セカンドライフの家計収支セミナー
~収入・支出を「見える化」して早めの対策~

【日時】 令和2年2月7日(金)
受付 14:30~
セミナー 15:00~16:30

【会場】 静岡キャッスルホテル佐乃春1階
萬惣屋会議室 (静岡市葵区両替町1丁目4-8)

【参加人数】 先着30名様(予約制)

【講師】 小田巻(税理士・静岡事務所 所長)
牧野(税理士・静岡事務所 副所長)
設楽(1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP)

お申込み
お問い合わせ | TEL 054-251-2121 担当・設楽

長寿化時代となった現代、セカンドライフ『第二の人生』を家族や大切な人と全うしていくためには「お金」の管理も重要。このセミナーが皆様のお役に立てばと思います。

Profile～社員スタッフ紹介

東京事務所には、昨年9月に2名のスタッフが入社しました。

中島は高校生、中学生、小学生の3人のお子さんを育てながら、加えて愛猫3匹に囲まれ日々賑やかにパワフルに、アークネットでもばりばり活躍中です！

堺は瀬戸内海に浮かぶ島「大島」から上京し、東京での夢を叶えるべく邁進中。アークネットの最年少スタッフです！



中島 千絵

(なかじま ちえ)
東京事務所所属

- ※ 1977年7月生まれ
- ※ 鳥取県鳥取市出身
- ※ 埼玉県の税理士事務所に3年間勤めたのち、2019年9月から税理士法人アークネットに勤務。
- ※ 趣味：キャンプ、着付
- ※ 一言：感謝の気持ちを忘れずに、日々精進していきたいと思えます。



堺 夏鈴

(さかい かりん)
東京事務所所属

- ※ 1998年7月7日生まれ
- ※ 愛媛県今治市出身
- ※ 2年間地元で地方銀行に勤務、2019年9月から税理士法人アークネットに勤務
- ※ 趣味：ライブ観戦
- ※ 一言：先輩方からいろんなことを吸収して、早くアークネットの力になれるように日々努めていきたいと思えます。よろしくお願ひ致します！

～～独り言～～

2019年の年の瀬、来年の日本はオリンピックイヤーで盛り上がるだろうとの予測に反して、世の中を騒がせてくれたのはゴーンさんでした。前代未聞の脱出劇で楽器の箱に身を隠したゴーン氏はムービースターさながらの雰囲気に取り憑いていたのだろうと笑ってしまいました。そんなお茶目な事件を横目で見ていたら、いきなり世界を震撼させる事件が勃発。第三次世界大戦の始まりかと思わせる事件が起きました。確か第一次世界大戦もサラエボ人によってオーストリア・ハンガリー帝国の皇太子夫妻が暗殺されたことが発端になりました。たった一人の意思決定が何十万人、何百万人もの生活を激変してしまうことに脅威を感じています。一説には選挙がらみの自己防衛との噂もある中、人類の滅亡はエゴの結晶がもたらした、などと将来の教科書には書かれているのかも知れません。人類が滅亡したら教科書もないのか・・・

文責：野呂伸一郎

アークネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アークネット HP
<http://www.arknet.info>

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 4B

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591